

保育所等訪問支援

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。

対象者

保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童

サービスの内容

障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）

訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

※支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。

※訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）が当たります。